

# 第68回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

## ■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## ■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

ヨネックス株式会社

上記事項につきましては、法令および定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

### **(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要**

#### **①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、法令・定款及び当社の社是に基づく「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知している。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守に努める。

内部監査室は、法務室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。

監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」（ヘルpline）に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けることがないことを確保する。

#### **②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、法令・社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録し、保存、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

#### **③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、職務執行を効率的に行うために、執行役員を任命するとともに権限委譲を行い、経営の意思決定の迅速化並びに業務執行機能強化、業務執行責任の明確化により、機動的・戦略的な経営体制を構築する。

取締役会は、ヨネックスグループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画及び年度計画に基づき、効率的な職務執行を行う。

取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。

執行役員及び他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に行う。

#### **④損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理について、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理委員会」を設置し、当社の持つリスクを洗い出し、そのリスクへの対応を審議する。また、大規模災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、リスク対策本部の一元管理により、中核事業の役目を迅速に行える体制を整える。

#### **⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

内部監査室は、当社及び子会社に対し内部監査を行い、必要な改善を促すとともに、取締役及び監査役に報告を行う。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上を図る。

監査役会は、必要に応じ、当社事業部門及び子会社に対し往査を実施し、内部監査室との連携により問題の共有化を図るとともに、内部監査室に対し改善に向けた提言や指導を行う。

##### **イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社へ事前協議・報告する事項を定め、適切に管理する。

##### **ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の「リスク管理規程」に基づき、グループの各社ごとに法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、当社法務室はこれらを横断的に推進し、管理する。

##### **ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社が適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を策定する。また、当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する管理・指導・調整等を行う。

## 二. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」（ヘルプライン）に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けることをないことを確保する。

⑥監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じ同使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関しては取締役の指揮命令を受けないこととし、その人事に関しては、監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要会議への出席及び経営者との情報交換等を通じて、会社経営全般の状況把握を行い、また、会計監査人との協議を適宜行う。

取締役は、取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為、コンプライアンス上の問題、重要な情報開示事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、「企業倫理改善提案制度」による重要な通報事項について、その内容をすみやかに取締役会、監査役会に報告する。

監査役は、各子会社からの月次報告等の書類の閲覧や往査等を通じ各子会社からの報告を受ける。

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に対して職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用の前払又は償還について、監査役の請求等に従い処理をする。

監査役は取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規則」に則り、取締役会を年間12回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行状況について監督を行いました。社外取締役及び監査役は、専門的な知見と豊富な経験に基づき、取締役会において忌憚のない意見を述べており、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役は、取締役会・執行役員会等の重要会議への出席及び経営者との情報交換並びに当社及び子会社への往査等を通じて、会社経営全般の状況把握を行い、また、会計監査人との協議についても適宜実施いたしました。また、監査役会を年間18回開催し、適宜内部監査室と情報共有を図り、当社及び子会社への内部監査の実施結果及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について確認いたしました。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」のもと、当社のコンプライアンスを推進するとともに、使用人からの提案、内部通報等は、「企業倫理改善提案規程」に従って迅速に対応する管理体制を整備しております。さらに使用人が、直接社外の顧問弁護士に通報、相談ができる「企業倫理改善提案制度」（ヘルpline）の仕組みを整備し、コンプライアンス機能を担保する体制としております。

なお、内部監査室は、内部監査の手続きにおいて入手し得るコンプライアンス情報を「コンプライアンス委員会」に報告することにより、連携を図っております。

取締役及び使用人全員が日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定めた「ヨネックス(株)企業行動規範」を制定しております。この規範の内容は取締役会にて承認されており、取締役及び使用人全員に配付・共有しております。遵守する旨の誓約書をコンプライアンス委員長に提出しております。また、各規範を正しく理解できるようまとめたマニュアルも作成し、社内ポータル上に公開しています。コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを取締役及び使用人一人ひとりが理解し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する意識向上と問題の発生を未然に防止することを目的とし、コンプライアンス研修を実施しております。また、各種法律のトピックスについて、定期的に社内ポータル上に掲示し、勘違いしやすい事例等を紹介することで無意識に法令違反をしてしまわないよう注意喚起し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「企業倫理改善提案制度」（ヘルpline）は当社グループにおける内部通報制度としての連絡・相談窓口であり、各事業所、子会社に設置しております。取締役及び使用人が企業倫理の改善のために意見を出し合い、違反行為や不正、不当な行為の早期発見・是正に努めるための窓口として活用しています。また、社外の顧問弁護士による通報窓口も設置し、コンプライアンスをさらに推進するための環境を整備しております。提案・通報にあたっては個人のプライバシーを尊重し、内容の厳重管理、秘密保持が徹底され、提案・通報者が不利益を被らないよう最大限の配慮をもって運用に努めております。なお、本制度に基づく提案・通報を理由とした不利益な取扱いの事例はなく、その状況を監査役も監査しております。

また、取締役会は「企業倫理改善提案制度」の発生・対応状況について報告を受けております。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、適切に情報の保存及び管理をしており、必要に応じて取締役及び監査役が当該情報を閲覧できるようにしております。

情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティポリシー」を定め、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、重要性を取締役及び使用人全員に通達し、周知徹底を図っております。また、個人情報に関しては、「個人情報保護規程」を定め、社内管理体制の整備と漏洩防止に努めております。

### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、執行役員に対し権限委譲を図るとともに、業務執行責任を明確化させ、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を整備しております。

取締役会が当社グループの経営計画を決定し、執行役員はその計画に基づき業務執行を行い、取締役会はその進捗状況の報告を受け、その執行状況を監督しております。

「職務権限規程」を定め、執行役員及び他の使用人の責任と権限を明確化し、適正かつ効率的な業務の遂行を図っております。

#### ④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しており、事業所毎に任命したリスク管理担当責任者を中心に、取締役及び使用人へのリスク管理方針の徹底、リスク発生の予防、リスクに対する迅速な対応の推進等を目的とした組織的管理体制を構築しております。万が一重要なリスクが発生した場合には、担当取締役等に加え、法律をはじめとする専門家による外部委員を招聘の上、代表取締役社長を本部長とする「リスク対策本部」を設置し、情報の集中管理、対策の決定とその実施を指揮し、当社グループ一丸となってリスク対策を実施する体制を整備しております。

#### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社からの月次報告、当社取締役と子会社取締役との定期的な面談等を通じ、子会社に係る業務の適正を確保しております。その状況は、当社監査役にも報告されており、また、監査役は書類の閲覧や往査等を通じ各子会社からの報告を受けております。

内部監査室による定期的な業務監査・内部統制評価の実施を通じてグループ各社の法令遵守、リスク管理体制確立を推進するとともに、監査役会との問題の共有化を図りリスクの低減に努めております。

#### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人としております。監査役は、必要に応じ同使用人に対して監査役監査の業務補助を命じており、その命令の範囲に属する業務に関しては取締役の指揮命令を受けておりません。また、その人事に関しては、監査役の同意を得ております。

#### ⑦取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の意思決定過程及び業務執行状況を把握するとともに、経営者との情報交換を通じて会社経営全般の状況把握も行っております。また、会計監査人との協議も定期的に行っております。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて隨時その職務執行状況等の報告を行っております。

取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為、コンプライアンス上の問題、重要な情報開示事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、「企業倫理改善提案制度」による重要な通報事項について、その内容をすみやかに監査役に対し報告する体制を整えております。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行上必要と認める費用の前払又は償還については、「監査役監査規程」に則り、監査役の請求等に従い処理しております。

また、監査役は取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携も図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,706	7,945	48,218	△2,837	58,033
当期変動額					
剰余金の配当			△1,738		△1,738
親会社株主に帰属する当期純利益			10,591		10,591
自己株式の取得				△2,400	△2,400
自己株式の処分		46		111	157
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	46	8,852	△2,289	6,609
当期末残高	4,706	7,992	57,071	△5,126	64,643

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	29	2,860	△219	2,669	197	60,901
当期変動額						
剰余金の配当						△1,738
親会社株主に帰属する当期純利益						10,591
自己株式の取得						△2,400
自己株式の処分						157
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	2,040	△192	1,888	26	1,915
当期変動額合計	40	2,040	△192	1,888	26	8,525
当期末残高	69	4,900	△412	4,558	224	69,426

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

YONEX CORPORATION

YONEX TAIWAN CO.,LTD.

YONEX U.K. LIMITED

YONEX GmbH

YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.

YONEX INDIA PRIVATE LIMITED

YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.

ヨネックス精機株式会社

②主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち6社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

商品及び製品

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び仕掛品

当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し、在外連結子会社は総平均法による原価法を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、ゴルフ事業に係る資産、在外連結子会社について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

#### □. 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、当社のソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### △. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ○. 使用権資産

定額法を採用しております。

#### ③重要な引当金の計上基準

##### ⅰ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ⅱ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ⅲ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ⅳ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ⅴ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対して、その費用負担額をポイント引当金として計上しております。

#### ④退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括して費用処理、もしくは各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

##### ⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。在外連結子会社は、IFRS第15号及びASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しており、将来返品が見込まれる商品又は製品を返品資産、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返品資産及び返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づく最頻値法を用いております。当該商品又は製品の販売契約における対価は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

販売手数料等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法で収益を認識しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

##### ⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

セグメント別及び財又はサービスに分解した分析は、次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

セグメント名称	区分	売上高
スポーツ用品事業	バドミントン用品	85,008
	テニス用品	18,774
	ゴルフ用品	1,653
	その他	32,282
	計	137,718
スポーツ施設事業		557
外部顧客への売上高		138,276

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### ①返金負債及び契約負債の残高

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
返金負債	1,996百万円	2,408百万円
契約負債	14百万円	19百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表上、返金負債及び契約負債は流動負債その他に計上しております。  
2. 返金負債は、変動対価と考えられる値引き及び返品額の過去の実績に基づく将来見込額の残高であります。  
3. 契約負債は、ECサイトにおける販売に係るポイント相当額であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。  
4. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は8百万円であります。  
5. 契約負債の増減は、主として販売ポイント付与（契約負債の増加）と、収益認識及び失効（同、減少）により生じたものであります。

##### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 2,571百万円

当社グループは、将来の収益性予測に基づき、課税所得が十分に確保できることを慎重に判断した上で認識しております。したがって、回収可能性がないと判断される繰延税金資産に対しては、評価性引当額を設定し適切な繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において計上される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,270百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末株 式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	92,870	—	—	92,870
自己株式				
普通株式	6,348	1,184	105	7,427

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首392千株、当連結会計年度末312千株）を含めて表示しております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,184千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,184千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少105千株は、当社役員への譲渡制限付株式付与による減少26千株、株式給付信託（J-ESOP）における当社従業員への自己株式の給付による減少79千株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	782	9.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	956	11.00	2024年9月30日	2024年12月6日

- (注) 1. 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金額3百万円が含まれております。
2. 2024年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当2.00円が含まれております。
3. 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金額3百万円が含まれております。
4. 2024年11月8日取締役会決議による1株当たり配当額には、特別配当1.00円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、普通株式の配当に関する事項を提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	943	利益剰余金	11.00	2025年3月31日	2025年6月26日

- (注) 1. 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金額3百万円が含まれております。
2. 2025年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当1.00円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自己資金を基本とした資金計画に照らして必要な資金が生じた場合には、主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は預金を原則として、元本が保証されるもの若しくはそれに準じた安全性が高くかつ安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

長期預金は、安定的な運用資産を目的としたものであります。当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建の営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、設備投資資金及び子会社の増資資金の調達を目的としたものであります。当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

長期預り保証金は主にゴルフ場の預託金であり、会員の退会時に返還するものですが、返還請求が集中した場合には資金繰り計画に影響を及ぼすことから資金の流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### Ⅰ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業部門が主要な取引先の状況等を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### Ⅱ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の取引については、外貨預金口座を通しての決済のほか、為替予約等のデリバティブ取引を利用することがあります。なお、為替予約等の取引については、社内規程に基づき実需の範囲内で実行することとしており、定期的な管理・報告がなされております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握しております。

##### Ⅲ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	275	275	—
(2) 長期預金	400	394	△5
資産計	675	669	△5
(1) 長期借入金 (※1)	9,102	8,980	△121
(2) 長期預り保証金	1,951	1,731	△219
負債計	11,053	10,712	△340
デリバティブ取引 (※2)	8	8	—

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「信託受益権－流動資産その他」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

なお、信託受益権は連結貸借対照表上流動資産その他に含まれております。

2. 市場価格のない株式等は、(1) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	275	—	—	275	
デリバティブ取引	—	8	—	8	
通貨関連					
資産計	275	8	—	284	

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	394	—	394
資産計	—	394	—	394
長期借入金	—	8,980	—	8,980
長期預り保証金	—	1,731	—	1,731
負債計	—	10,712	—	10,712

(注) 時価算定に用いた評価技法及び時価算定に関わるインプット技法

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、過去の償還実績をもとに算定した将来キャッシュ・フローを償還見込み年数に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 809円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 122円96銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めています。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度343千株であり、期末株式数は当連結会計年度312千株であります。

## 9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1)当該資産除去債務の概要

店舗及び事業用社屋等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

### (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については2から15年で見積り、割引率は主として0.00%～4.79%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

### (3)当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	59百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	86百万円
時の経過による調整額	3百万円
為替換算差額	5百万円
<hr/> 期末残高	<hr/> 154百万円

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,706	7,483	462	7,945	281	19,010	17,376	36,667
当期変動額								
剰余金の配当							△1,738	△1,738
当期純利益							11,621	11,621
自己株式の取得								
自己株式の処分			46	46				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	46	46	－	－	9,883	9,883
当期末残高	4,706	7,483	508	7,992	281	19,010	27,259	46,550

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,837	46,482	29	46,511
当期変動額				
剰余金の配当		△1,738		△1,738
当期純利益		11,621		11,621
自己株式の取得	△2,400	△2,400		△2,400
自己株式の処分	111	157		157
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			40	40
当期変動額合計	△2,289	7,640	40	7,680
当期末残高	△5,126	54,122	69	54,192

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、ゴルフ事業に係る資産については定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務時間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した年度から費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

##### ⑤株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ⑥ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対して、その費用負担額をポイント引当金として計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しており、将来返品が見込まれる商品又は製品を返品資産、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返品資産及び返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づく最頻値法を用いております。当該商品又は製品の販売契約における対価は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

販売手数料等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法で収益を認識しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

#### (5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

セグメント別及び財又はサービスに分解した分析は、次のとおりであります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

セグメント名称	区分	売上高
スポーツ用品事業	バドミントン用品	50,316
	テニス用品	13,171
	ゴルフ用品	1,538
	その他	22,219
	計	87,245
スポーツ施設事業		557
	外部顧客への売上高	87,802

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①返金負債及び契約負債の残高

	当事業年度（期首） (2024年4月1日)	当事業年度 (2025年3月31日)
返金負債	1,125百万円	1,121百万円
契約負債	14百万円	19百万円

(注) 1. 貸借対照表上、返金負債及び契約負債は流動負債その他に計上しております。

2. 返金負債は、変動対価と考えられる値引き及び返品額の過去の実績に基づく将来見込額の残高であります。
3. 契約負債は、ECサイトにおける販売に係るポイント相当額であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。
4. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は8百万円であります。
5. 契約負債の増減は、主として販売ポイント付与（契約負債の増加）と、収益認識及び失効（同、減少）により生じたものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 1,795百万円

「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(2) 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

関係会社株式 3,671百万円 関係会社出資金 1,376百万円

当社は、評価対象会社の実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮した上で、減損処理を実施しております。当該評価における回復可能性及び実質価額における超過収益力等の検討は、将来の不確実な経済条件の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	17,972百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権（区分表示したもの除去）	6,125百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	995百万円
(4) 取締役に対する金銭債務	12百万円
(5) 監査役に対する金銭債務	2百万円

#### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	29,243百万円
(2) 関係会社からの仕入高等	9,435百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	9,496百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

7,427千株

(注) 上記には、計算書類に自己株式として認識している「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）保有の当社株式が312千株含まれております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	383 百万円
返金負債	343
未払事業税	67
未払法定福利費	58
関係会社株式出資金評価損	236
ポイント引当金	7
退職給付引当金	766
ゴルフ会員権評価損	10
減損損失	1,721
その他	277
繰延税金資産小計	3,872 百万円
評価性引当額	△1,853
繰延税金資産合計	2,018 百万円
繰延税金負債	
建物付属設備（資産除去債務）	△25 百万円
その他有価証券評価差額金	△25
返品資産	△171
繰延税金負債合計	△222 百万円
繰延税金資産の純額	1,795 百万円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	YONEX CORPORATION	直接 100%	当社の製品及び 商品の販売 役員の兼任	当社の製品及び 商品の売上 (注) 1	4,087	売掛金	1,337
子会社	YONEX GmbH	直接 100%	当社の製品及び 商品の販売 役員の兼任	当社の製品及び 商品の売上 (注) 1	2,313	売掛金	1,206
子会社	YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.	直接 100%	当社の製品及び 商品の販売 役員の兼任	当社の製品及び 商品の売上 (注) 1	19,987	売掛金	2,811
				配当金の受取	9,198	—	—
子会社	YONEX INDIA PRIVATE LIMITED	直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	24	短期貸付金	55
				利息の受取 (注) 2		長期貸付金	1,510

- (注) 1. 價格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉のうえで決定しております。  
 2. YONEX INDIA PRIVATE LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、3年間の支払猶予期間の後、3か月賦返済としております。  
 なお、担保は受け入れておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 634円26銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 134円93銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めています。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度343千株であり、期末株式数は当事業年度312千株であります。